

金利上昇対応型グローバル・ハイ・イールドファンド 通貨セレクトコース

【投信協会商品分類】 追加型投信／海外／資産複合  
 【設定日】2014年4月28日 【決算日】原則、毎月20日

第37期 決算速報

金利上昇対応型グローバル・ハイ・イールドファンド 通貨セレクトコースに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当ファンドは2017年5月22日、第37期決算を迎えました。  
 2017年6月16日をもって繰上償還することとなりましたので、分配金を0円とさせていただきました。

長年のご愛顧に心より御礼を申し上げます。今後とも一層のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

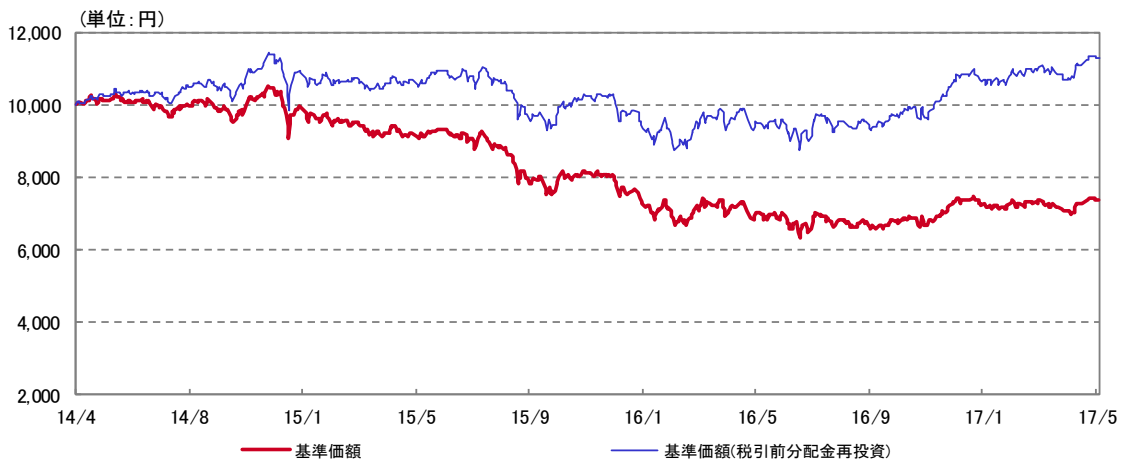
当期決算概要

当期末基準価額 (1万口当たり、分配金落ち後)	当期分配金 (1万口当たり、税引前)	前期分配金 (1万口当たり、税引前)	設定来分配金累計 (1万口当たり、税引前)
7,380円	0円	70円	3,540円

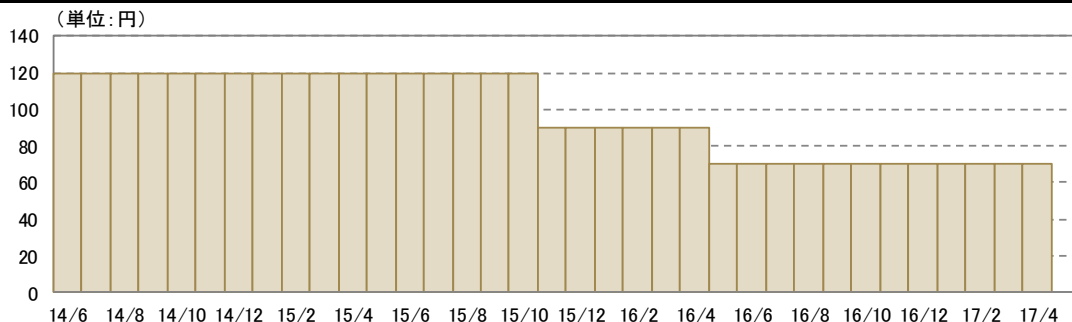
※ 収益分配金額は委託会社が決定します。今後の市場環境や運用状況によっては、分配金額の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

基準価額の推移

2014/04/28～2017/05/22



分配実績(直近3年分/ 1万口当たり、税引前)



※ 基準価額(税引前分配金再投資)は、分配実績があった場合に、税引前の分配金を決算日の基準価額で再投資したものと計算しております(以下同じ)。  
 ※ 基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)の計算において信託報酬(後掲「ファンドの費用」参照)は控除されております(以下同じ)。  
 ※ 当ファンドは、ベンチマークを設定していません。  
 ※ 分配実績がない場合、あるいは設定来累計の分配金額が少額の場合、基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)のグラフが重なって表示される場合があります。

上記の運用実績に関する数値、グラフ等は、すべて過去のものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。

## 金利上昇対応型グローバル・ハイ・イールドファンド 通貨セレクトコース

### ファンドの特色

1 ハイ・イールド・クレジット・インデックス<sup>※1</sup>及び残存期間の短い米国、欧州地域の国債等<sup>※2</sup>を実質的な主要投資対象とし、金利変動の影響を抑えながら、インカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

※1 ハイ・イールド・クレジット・インデックスは、北米および欧州のハイ・イールド企業群の中で流動性が高い銘柄で構成されています。

※2 「国債等」とは、国債、政府保証債、国際機関債をいいます。以下同じ。

● ハイ・イールド・クレジット・インデックスとは

BB格以下の多数の企業の信用リスクを取引するため指数化されたものです。当ファンドは、信用リスクを引き受ける対価として一定のクーポンを受け取ります。また、信用リスクの拡大・縮小に伴い、損益が発生します。

● 当ファンドではマークイット社が管理・運営する、以下のインデックスに投資します。

北米	Markit CDX North America High Yield Indices	北米のBB格以下に格付される銘柄により構成
欧州	Markit iTraxx Crossover Indices	欧州のBB格以下に格付される銘柄により構成

● 北米（3分の2（67%）程度）／欧州（3分の1（33%）程度）の投資比率を基本とし、相場状況に応じて戦略的に配分比率を±20%程度の範囲で調整します。

● ハイ・イールド・クレジット・インデックスを通じた実質投資比率も同様に、相場状況に応じて純資産に対して80%～120%の間で戦略的に調整を行います。

● ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

● 当ファンドは、「UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIFグローバル ハイイールド マルチカレンシー ストラテジー ファンド」および「損保ジャパン日本債券マザーファンド」を主要投資対象とします。

● 原則として、「UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIFグローバル ハイイールド マルチカレンシー ストラテジー ファンド」への投資比率を高位に保ちます。

※ 当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

2 ハイ・イールド・クレジット・インデックス取引以外の部分については、主として米国および欧州地域の国債等に投資を行います。

● 残存期間の短いドル建ての米国の国債等（3分の2（67%）程度）／ユーロ建ての欧州地域の国債等（3分の1（33%）程度）の投資比率を基本とし、金利変動の影響を抑える運用を行います。また、相場状況に応じて、戦略的に配分比率を±20%程度の範囲で調整します。

※ 当ファンドが主要投資対象とするハイ・イールド・クレジット・インデックス取引では、損益のみを差金決済するため、少額の資金で運用を行うことができます。したがって、ハイ・イールド・クレジット・インデックス取引以外の部分で投資を行う国債等の投資割合が、相対的に高くなる場合があります。

3 原則、相対的に金利水準が高く、成長性が高いと考えられる複数通貨<sup>※1</sup>で為替取引を行い、為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）<sup>※2</sup>の獲得を目指します。

※1 最大6通貨を選定し、取引を行います。通貨構成は必ずしも、相対的に金利の高い上位通貨から選定されるとは限りません。

※2 為替取引（原資産通貨売り／対象通貨買い）を行うことにより、原資産通貨より高い金利の通貨で為替取引を行う場合、為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）の獲得が期待できます。

● なお、直物為替先渡取引（NDF）<sup>※3</sup>を利用する場合があります。NDFの取引価格は、需給や対象通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該選定通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

※3 直物為替先渡取引（NDF）とは、規制等がある通貨の為替取引を行う場合等に利用され、決済時に元本部分の受け渡しを行わずに、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。

4 原則、毎月20日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に収益の分配を行います。

● 分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

## 金利上昇対応型グローバル・ハイ・イールドファンド 通貨セレクトコース

## | 投資リスク

## 《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

## ◆ 信用リスク

ハイ・イールド・クレジット・インデックスの価格は、構成銘柄であるハイ・イールド企業の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により、下落することがあります。ハイ・イールド・クレジット・インデックスの価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。ハイ・イールド企業は、一般に投資適格のものに比べ、発行体の業績等の悪化や景気動向等による価格変動が大きく、発行体の倒産や債務不履行等が生じるリスクが高いと考えられます。

公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、公社債の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

## ◆ 為替変動リスク

主要投資対象とする投資信託証券は、主に外貨建資産（以下、投資対象資産といいます。）へ投資し、原則として選定通貨に対する為替取引（投資対象資産の通貨売り／選定通貨買い）を行うため、選定通貨の対円で為替変動による影響を大きく受けます。また、投資対象資産の通貨の為替変動による影響を、選定通貨に対する為替取引により完全に回避することができないため、投資対象資産の通貨の為替変動による影響を受ける場合があります。

なお、選定通貨の金利が投資対象資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなります。

なお、一部の選定通貨については、直物為替先渡取引（NDF）※を利用する場合があります。NDFの取引価格は、需給や対象通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該選定通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

※直物為替先渡取引（NDF）とは、規制等がある通貨の為替取引を行う場合等に利用され、決済時に元本部分の受け渡しを行わずに、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。

## ◆ デリバティブ（派生商品）取引のリスク

有価証券先物、スワップ等デリバティブ（派生商品）の価格は、市場動向などにより変動します。また、デリバティブ取引では、取引相手の倒産などにより契約が履行されないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

## ◆ レバレッジ取引のリスク

主要投資対象とする投資信託証券においてレバレッジ取引を利用する場合があります。この場合、ハイ・イールド・クレジット・インデックスの価格が下落したとき、かかる取引を利用しないときに比べて、多額の損失が発生する場合があります。

## ◆ 価格変動リスク

公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

## ◆ 流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

## 《その他の留意点》

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

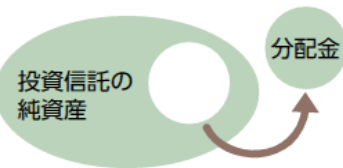
詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

金利上昇対応型グローバル・ハイ・イールドファンド 通貨セレクトコース

投資信託の収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

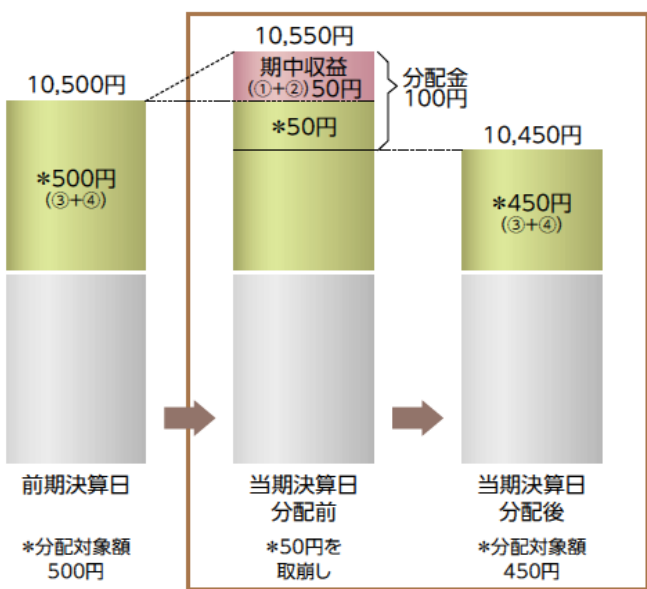
投資信託で分配金が支払われるイメージ



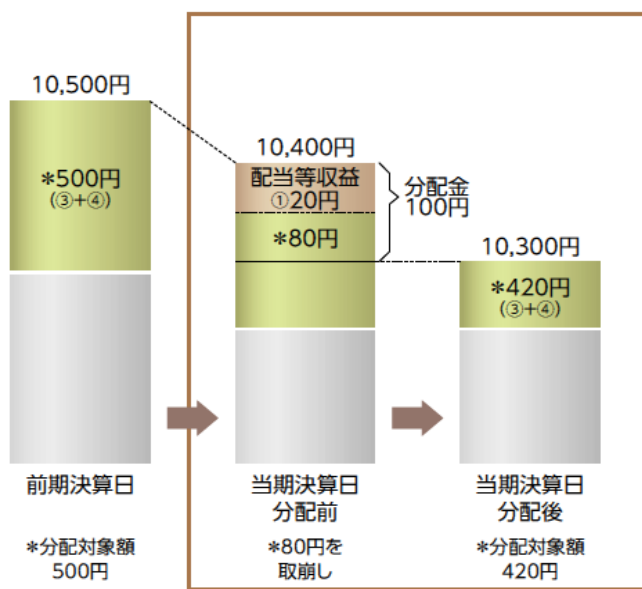
●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

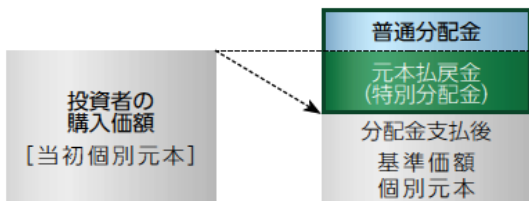


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

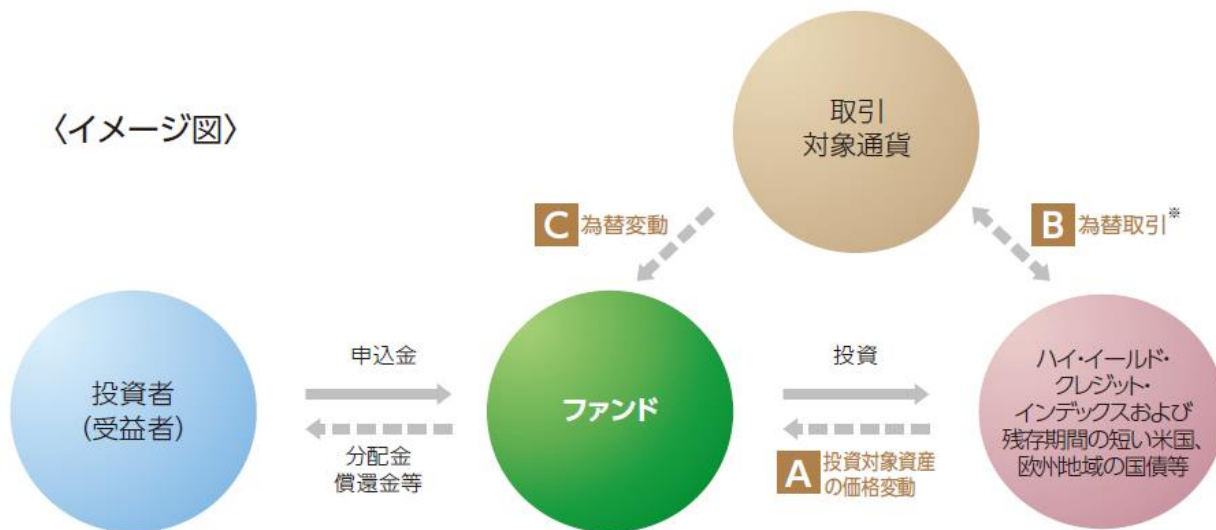
(注) 普通分配金に対する課税については、後掲の「●税金」をご参照ください。

金利上昇対応型グローバル・ハイ・イールドファンド 通貨セレクトコース

当ファンドの収益のイメージ

●当ファンドは、投資対象資産の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行っております。

〈イメージ図〉



※取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

●当ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに留意が必要です。

$$\text{収益の源泉} = \text{A} + \text{B} + \text{C}$$

A: クレジット・インデックスの利子収入、値上がり/値下がり  
 B: 米国、欧州地域の国債等の利子収入、値上がり/値下がり  
 C: 為替取引によるプレミアム/コスト  
 D: 為替差益/差損

収益を得られるケース	インカム	利子収入の受取り 利子収入の受取り	債券価格の上昇 金利の低下	プレミアム (金利差相当分の収益)の発生 [取引対象通貨の短期金利 > ユーロ等の短期金利]	為替差益の発生 円に対して取引対象通貨高
	キャピタル	クレジット・インデックス価格の上昇 信用リスクの縮小	債券価格の上昇 金利の低下	コスト (金利差相当分の費用)の発生 [取引対象通貨の短期金利 < ユーロ等の短期金利]	為替差損の発生 円に対して取引対象通貨安
損失やコストが発生するケース	クレジット・インデックス価格の下落 ・信用リスクの拡大 ・インデックス構成銘柄に対するクレジット・イベント*の発生	債券価格の下落 ・金利の上昇 ・発行体の信用状況の悪化	コスト (金利差相当分の費用)の発生 [取引対象通貨の短期金利 < ユーロ等の短期金利]	為替差損の発生 円に対して取引対象通貨安	

※クレジット・イベントとは、信用リスクの主体に破産、債務不履行等が生じることを行います。

金利上昇対応型グローバル・ハイ・イールドファンド 通貨セレクトコース

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。 換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等 <sup>*</sup> その他やむを得ない事情により、有価証券の売却（主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。 ※外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下もしくは資金決済に関する障害等をいいます。以下同じ。
申込不可日	ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所の休業日（半日休業日を含みます。）、ニューヨーク、ロンドン、ルクセンブルクの銀行の休業日（半日休業日を含みます。）およびルクセンブルクの銀行の休業日の前営業日
申込締切時間	原則として午後3時まで（販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の申込み・解約及び換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	平成31年2月20日まで（設定日 平成26年4月28日） ※ 後述の「お知らせ」に記載の通り、信託期間は平成29年6月16日までとなります。
繰上償還	主要投資対象とする投資信託証券のいずれかが存続しないこととなった場合、ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、または金利上昇対応型グローバル・ハイ・イールドファンドの全てのファンドの合計残存口数が30億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決算日	原則、毎月20日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時（年12回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※ 分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	金利上昇対応型グローバル・ハイ・イールド ファンドの合計で、5,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	原則、毎年2月、8月の決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

金利上昇対応型グローバル・ハイ・イールドファンド 通貨セレクトコース

Ⅰ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入価額に <b>3.24% (税抜3.0%) を上限</b> として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> を乗じた額です。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して年率 <b>1.1664% (税抜1.08%)</b> を乗じた額とし、毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	運用管理費用 (信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率
	委託会社 年率0.35% (税抜)	ファンドの運用の対価
	販売会社 年率0.70% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社 年率0.03% (税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
投資対象とする投資信託証券の信託報酬等	<b>年率0.58%</b> ※ 年間最低報酬額等がかかる場合は、純資産総額等により年率換算で上記の信託報酬率を上回ることがあります。 ※ 上記のほか、投資信託証券の設立・開示に関する費用等 (監査費用、弁護士費用等)、管理報酬、売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等がかかります。	投資対象とする投資信託証券の運用の対価、管理報酬等
実質的な運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して <b>概ね1.7464% (税込・年率) 程度</b> となります。 ※ ファンドの運用管理費用 (信託報酬) 年率1.1664% (税抜1.08%) に投資対象とする投資信託証券の信託報酬等 (年率0.58%) を加算しております。投資信託証券の組入状況等によって、ファンドにおける、実質的に負担する運用管理費用 (信託報酬) は変動します。	
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ● 監査費用 ファンドの日々の純資産総額に定率 (年0.00216% (税抜0.0020%)) を乗じた額とし、実際の費用額 (年間27万円 (税抜25万円)) を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。 ● その他の費用※ 売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等 ※ 「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 監査費用： 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用</li> <li>● 売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料</li> <li>● 保管費用： 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用</li> </ul>

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

●税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金 (解約) 時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時及び償還時の差益 (譲渡益) に対して20.315%

※ 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 金利上昇対応型グローバル・ハイ・イールドファンド 通貨セレクトコース

## | お知らせ

〈繰上償還のお知らせ〉

「金利上昇対応型グローバル・ハイ・イールドファンド 通貨セレクトコース」(以下「当ファンド」といいます。)の繰上償還につきまして、平成29年5月10日付で書面による決議を実施いたしました。

この結果、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって、本議案は可決されました。したがって、平成29年6月16日をもって当ファンドを繰上償還することとなりましたので、お知らせいたします。



**●販売会社（順不同、○は加入協会を表す）**

販売会社名	区分	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融 商品取引業協会	備考
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○		
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	○		○		
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	

**<備考欄の表示について>**

- ※1 記載の日付より新規お取扱いを開始します。
- ※2 記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。
- ※3 新規のお取扱いを行っておりません。

**<ご留意事項>**

- ・上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。
- ・上記掲載以外の販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。
- ・詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。

**●委託会社・その他の関係法人**

委託会社	ファンドの運用の指図を行います。 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者（関東財務局長（金商）第351号） 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 ホームページ： <a href="http://www.sjnk-am.co.jp/">http://www.sjnk-am.co.jp/</a> 電話番号： 0120-69-5432 ●クライアントサービス第二部
受託会社	ファンドの財産の保管及び管理を行います。 みずほ信託銀行株式会社 （再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）
販売会社	受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

**当資料のご利用にあたっての注意事項**

- ◆ 当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。当ファンドの購入のお申込みの際には販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りの上、詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。
- ◆ 当ファンドは、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替リスクがあります。投資信託は、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- ◆ 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様には帰属します。投資に関する最終決定はご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。
- ◆ 投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ◆ 登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- ◆ 当資料に記載されているグラフ・数値等は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。分配金に関しては、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。
- ◆ ファンドマネージャーのコメント、方針、その他の予測数値等については、作成時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等により、当該運用方針やその他予測数値等が変更される場合があります。また、記載した内容は、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- ◆ 当資料に記載されている各数値は四捨五入して表示していることがありますので、誤差が生じている場合があります。
- ◆ 当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではありません。当資料に記載の当社の意見等は予告なく変更することがあります。